

令和5(2023)年度諮問(一)第5号
令和6(2024)年度答申(一)第1号

「生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

佐野市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

- 1 令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、以下の内容の本件処分を通知した。
 - (1) 冬季加算の認定期間が11月から3月までの間であることから、冬季加算6,630円を削除した。
 - (2) 令和〇（〇〇）年〇月〇日に審査請求人から申請がなされた紙おむつ代〇月分及び〇月分の合計7,390円を一時扶助として支給することとした。
 - (3) 居宅生活中の審査請求人、入院中の父親及び介護老人保健施設入所中の母親の3人からなる審査請求人世帯について、世帯の最低生活費を150,890円と認定の上、当該最低生活費から世帯収入61,023円を差し引いた89,867円を支給するものとした。
- 2 令和3（2021）年4月5日、審査請求人は、本件処分の変更を求める審査請求書を審査庁に提出した。
- 3 審査庁は、審査請求の趣旨等を確認するため、審査請求人に対して令和3（2021）年4月14日付けで補正を命じ、審査請求人は、同年4月17日付けで補正を行った。
- 4 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、令和5（2023）年7月14日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、おおむね次の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 支給される保護費89,867円に対して、実家賃は45,000円であり、住宅扶助費の32,200円では足りず、12,800円の自己負担が発生している。入

院中の父親には入院費用11,940円が掛かっており、紙おむつ代7,390円が一時扶助費として支給されているものの4,550円の自己負担が発生している。介護老人保健施設入所中の母親についても約12,000円の経費が掛かっている。

- (2) こうした諸費用を支払うと手元には25,477円しか残らず、生活が成り立たない。父母が受給している約10万円の年金については収入申告しているが、隔月支給の年金では、年金の支給されない月まで遣り繰りしきれない。
- (3) 生活保護制度は最低限度の生活を保障するものであり、支給される保護費で必要経費が賄えないはずはないため、保護費の算定が誤っている。
- (4) また、弁明書によれば、生活扶助費の額が111,300円、合計150,890円とある一方、保護変更決定通知書の合計欄には100,167円と記載されており、どのように計算しても本件処分において認定された89,867円にはならない。さらに、収入として認定された年金は、父母の受給するものであり、審査請求人自身が受給するものではない。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 本件処分に係る法令等の規定について

本件処分に関する法令や通知内容は、以下のとおりである。

生活保護法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「次官通知」という。)、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「局長通知」という。)等に基づいて行われている。これらの国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置付けられている。

ア 世帯単位の原則に係る規定について

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第10条において「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」と定められている。

(イ) 次官通知第1において「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」と定められている。

(ウ) 局長通知第1において「居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合を言うこと。」及び「(5) 病氣治療のため病院等に入院又は入所(介護老人保健施設への入所に限る。2の(5)(ウを除く。)及び(6)並びに第2の1において同じ。)している場合」と定められている。

イ 恩給、年金等の収入認定に係る規定について

(ア) 次官通知第8-3(2)ア(ア)において「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りではない。」と、次官通知第8-3(2)ア(イ)において「収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」と定められている。

(イ) 局長通知第8-1(4)アにおいて「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額(1円未満の端数がある場合は切捨)を、各月の収入認定額として差し支えない。」と、局長通知第8-1(4)イにおいて「老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」と定められている。

ウ 最低生活費に係る規定について

昭和38年4月1日付け厚生省告示第83号「生活保護法による保護の基準」(以下「保護の基準」という。)別表第1第1章の1(2)において

「ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A + B + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額(ただし、当該合計額が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額(以下「合計額①」という。))に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。)

B 次の経過的加算額(月額)の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

と定められている。

エ 住宅扶助費に係る規定について

保護の基準別表第3の2において「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252号の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定められている。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 世帯認定の妥当性について

審査請求人の世帯は、平成〇(〇〇)年〇月〇日付けで処分庁に対して入院中の審査請求人の父親を世帯主とし、居宅生活をしている母親及び審査請求人の３人世帯として生活保護申請をし、処分庁はこれを世帯員３人からなる同一世帯として認定した。その後、平成〇(〇〇)年〇月〇日には母親が介護老人保健施設に入所したが、処分庁は引き続き審査請求人の世帯について同一世帯と認定している。

生活保護では、生活保護法第10条の規定のとおり世帯単位の原則が採られている。次官通知第1のなお書きにおいて、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは同一世帯員として認定することとされている。さらに局長通知第1の1では居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合について列記しており、局長通知第1の1(5)において病気治療のため病院等に入院又は介護老人保健施設に入所している場合とされている。

処分庁の判断について鑑みるに、生活保護法、関係通知等に従って適正に行われたものと認められるため、違法又は不当とは言えない。

イ 保護費の支給決定について

(ア) 最低生活費の認定について

a 生活扶助費（一時扶助費を除く。）について

(a) 審査請求人の父親について

父親は保護開始時点から本件処分時まで長期にわたり医療機関に入院しており、処分庁は、父親に対して入院患者日用品費23,110円を認定している。

保護の基準別表第1第3章の1(2)アにおいて病院又は診療所に1箇月以上入院する者に対して入院患者日用品費を算定すること及び局長通知第7の2(3)クにおいて入院患者日用品費は原則として保護の基準別表第1第3章の1(1)の基準額23,110円の全額を認定することとされている。

(b) 審査請求人の母親について

母親は保護開始当初は審査請求人とともに居宅生活を営んでいたが、平成〇(〇〇)年〇月〇日から本件処分時まで介護老人保健施設に入所しており、処分庁は、母親に対して介護施設入

所者基本生活費9,880円及び介護施設入所者加算9,880円の計19,760円を認定している。

保獲の基準別表第1第3章の2(2)において介護施設に入所する者に対しては介護施設入所者基本生活費を算定すること及び局長通知第7の2(4)カにおいて介護施設入所者基本生活費は原則として保護の基準別表第1第3章の2(1)の基準額9,880円の全額を認定することとされている。

また、保護の基準別表第1第3章の3では介護施設入所者基本生活費が算定されている者であって障害者加算又は母子加算が算定されていない者については、月額9,880円の範囲内で介護施設入所者加算を認定することとされている。

(c) 審査請求人について

審査請求人は、保護開始当初は母親と2人で居宅生活を営んでおり、平成〇(〇〇)年〇月〇日に母親が介護老人保健施設に入所してからは本件処分時に至るまで単身で居宅生活を送っている。本件処分当時の審査請求人の基準年齢は〇歳であり、処分庁は、保護の基準別表第1第1章の1(1)の規定により、第1類を〇歳から〇歳までの基準額②である40,740円、第2類を〇歳から〇歳までの基準額②である27,690円と算定し、合算金額に逡減率1.0000を乗じた68,430円を認定している。

基準生活費の算定については、別表第1第1章の1(2)の規定に基づき基準額①を使った算出額と基準額②を使った算出額とを比較し、高額な方を採用の上(A)、経過的加算額(B)及び冬季加算(C)を合算することとされている。本件について当てはめると、基準額②による算出額は、40,740円+27,690円の計68,430円に逡減率1.0000を乗じた68,430円となる。基準額①による算出額は、32,680円+37,160円の計69,840円に0.855を乗じて得た59,713円となる。これらを比較し、高額な方である68,430円がAとなる。これに経過的加算額0円(B)と冬季加算0円(C)を加えた68,430円が審査請求人の生活扶助額となる。

(d) まとめ

処分庁は23,110円、19,760円及び68,430円を合計した111,300円を審査請求人世帯の生活扶助費としているが、上記(a)から

(c)までのとおり法令や各種通知の規定に基づき算定されており、適正なものと認められる。

b 住宅扶助費について

審査請求人の世帯の実家賃は月額45,000円であるところ、処分庁は、平成〇(〇〇)年〇月〇日に母親が介護老人保健施設に入所し単身世帯になったため、令和〇(〇〇)年〇月〇日付けで単身世帯の基準額である32,200円に認定替えをして、本件処分時点に至っている。

したがって、本件処分当時、審査請求人の世帯について単身世帯として認定し、月額32,200円の住宅扶助費を認定していた処分庁の判断については、適正なものと認められる。

c 一時扶助費（紙おむつ代）について

処分庁は、審査請求人から申請のあった令和〇年〇月下半期分の紙おむつ代3,370円及び令和〇年〇月上半期分の紙おむつ代4,020円の計7,390円の全額を本件処分において一時扶助費として認定している。

局長通知第7の2(5)ア(カ)において常時失禁状態にある患者等が紙おむつ等を必要とする場合、月額20,900円以内で認定することができることとされているから、審査請求人から申請のあった7,390円の全額を認定した処分庁の判断は、適正なものと認められる。

(イ) 収入認定について

a 審査請求人の父親について

処分庁が審査請求人の世帯から令和〇(〇〇)年〇月〇日付けで收受した収入申告書及び挙証資料によれば、父親は、老齢基礎年金及び年金生活者支援給付金をそれぞれ受給している。同月1日付けの年金額改定通知等によれば、同月から令和〇年〇月までの間の父親の老齢基礎年金額は年額310,901円、令和〇年〇月から令和〇年〇月までの間の父親の年金生活者支援給付金額は月額7,690円とある。

また、処分庁は、介護保険料の特別徴収額は1回の年金受給時に3,500円であることを確認し、これを控除した上で、父親の月当たりの年金収入について、老齢基礎年金24,158円及び年金生活者

支援給付金7,690円の計31,848円で認定している。

b 審査請求人の母親について

処分庁が審査請求人の世帯から令和○(○○)年○月○日付けで收受した収入申告書及び挙証資料によれば、母親も老齢基礎年金及び年金生活者支援給付金をそれぞれ受給している。同月1日付けの年金額改定通知等によれば、同月から令和○年○月までの間の父親の老齢基礎年金額は、年額276,048円、令和○年○月から令和○年○月までの間の父親の年金生活者支援給付金額は月額7,921円とある。

また、処分庁は、介護保険料の特別徴収額は1回の年金受給時に3,500円であることを確認し、これを控除した上で、母親の月当たりの年金収入について、老齢基礎年金21,254円及び年金生活者支援給付金7,921円の計29,175円で認定している。

c まとめ

上記a及びbから処分庁は世帯の年金収入について61,023円として認定しているが、これは、上記(1)ア(ア)及び(イ)に照らして適正に認定されていると認められる。

(3) まとめ

被保護世帯に具体的に支給する金額については、最低生活費から収入認定額を減じて算定される。処分庁は審査請求人の世帯の令和○年○月分の支給額について、生活扶助費111,300円、住宅扶助費32,200円及び一時扶助費7,390円を合計した150,890円から、収入認定額61,023円を減じた89,867円と認定しているから、適正なものと認められ、本件処分は、法令や各種通知の規定に基づき、適法かつ適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分について

(1) 本件処分における保護費の算定について

審査請求人は、本件処分における保護費の算定に誤りがある旨主張しているため、審査会において、通知等を参照しながらこれを検証したと

ころ、誤りは認められなかった。

したがって、本件処分について、違法又は不当な点は認められないとした審理員の判断に誤りはない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 生活費の不足について

審査請求人は、生活保護制度は最低限度の生活を保障するものであり、支給される保護費で必要経費が賄えないはずはないため、保護費の算定が誤っている旨主張する。

しかし、保護費の額は、国の基準で定める最低生活費から実際の世帯収入を引いた額である。そのため、実際の生活水準が国の定める最低生活費を上回る、又は下回る場合、過不足が生じることはあり得る。

なお、上記(1)のとおり、本件処分における保護費の算定に誤りは認められない。

イ 父母の年金の収入認定について

審査請求人は、収入として認定された年金は、父母の受給するものであり、審査請求人自身が受給するものではない旨主張する。

しかし、上記第4の2(1)アのとおり、病院に入院し、又は介護老人保健施設に入所している場合は、同居していなくても同一世帯と判断され、さらに収入は世帯単位で算定することとされているため、自らの収入でなくても同一世帯に属する者の収入はその世帯の収入として認定される。

そのため、本件においても、父母は同居していないものの、父は病院に入院し、母は介護老人保健施設に入所していることから、審査請求人、父及び母の3人は同一世帯と判断され、審査請求人自らが受給するものではない父母の年金も当該世帯の収入として認定される。

したがって、保護費の算定に当たり、父母の受給する年金を収入認定したことは妥当である。

ウ 変更決定通知の記載額について

審査請求人は、弁明書によれば、生活扶助費の額が111,300円、合計150,890円とある一方、保護変更決定通知書の合計欄には100,167円と記載されており、どのように計算しても本件処分において認定された89,867円にはならない旨主張する。

しかし、上記第4の2(3)のとおり、生活扶助費(111,300円)に住

宅扶助（32,200円）と一時扶助（7,390円）を加えたものが最低生活費の合計額（150,890円）となり、ここから世帯収入（61,023円）を減じたものが保護費（89,867円）となるため、本件処分において算定された保護費の額と一致する。

なお、審査請求人の言う保護変更決定通知書の金額（100,167円）は本件処分のものではないため、本件処分の金額と一致しなくても問題はない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、第1「審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

本件審査請求については、諮問までに2年以上を要しており、諮問までの期間が長いと言わざるを得ない。審査庁においては、簡易迅速な手続により権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的に則り、審査手続を迅速に行うべきであることを申し添える。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年7月14日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和6(2024)年5月21日 (第56回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和6(2024)年6月18日 (第57回審査会第2部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
杉 田 明 子	弁護士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)